

森林整備保全事業計画の概要

令和元～5年度



林野庁

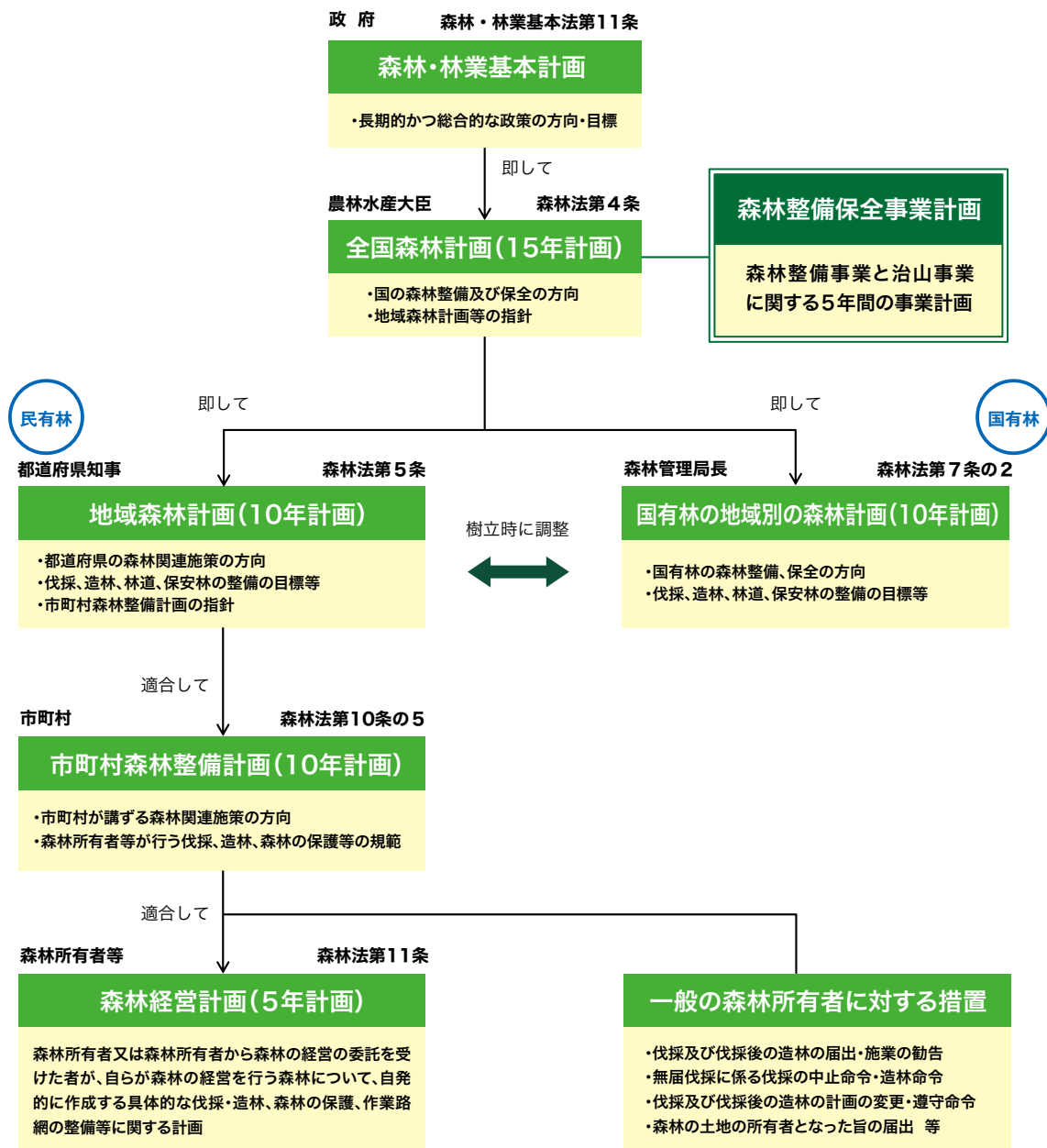
森林整備保全事業計画とは

森林法に基づき、全国森林計画に掲げる森林の整備及び保全の目標の計画的かつ着実な達成に資するため、農林水産大臣が5年ごとに、5年間の森林整備保全事業（森林整備事業、治山事業）の実施の目標及び事業量を定めるものです。

今回策定した森林整備保全事業計画は、令和元年度から令和5年度までの5年間を計画期間とする計画です。

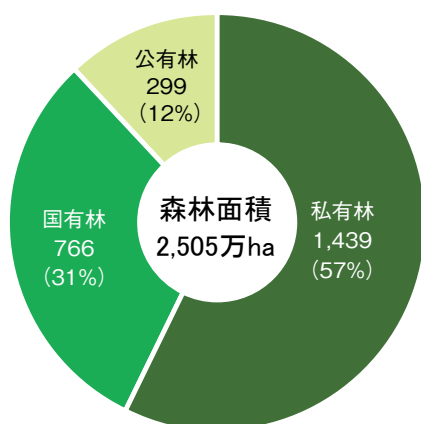
森林整備保全事業計画の位置づけ

森林計画制度の体系

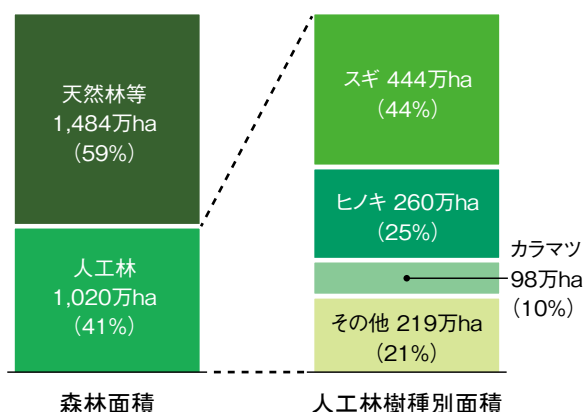


森林の状況(平成29年3月31日現在)

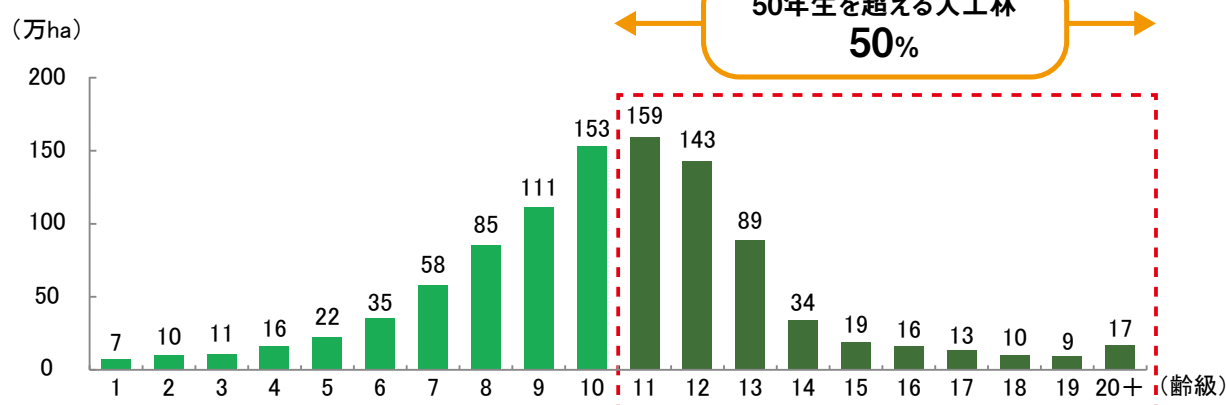
■森林面積の内訳 注1 (単位:万ha)



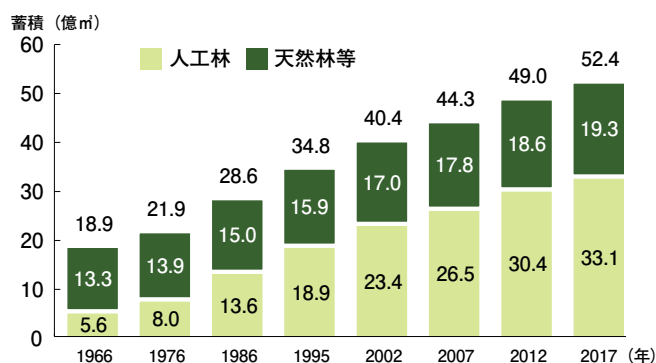
■人工林の樹種別面積 注1



■人工林の齢級別面積 注2



■森林蓄積の推移



■森林の林種区分別面積 注1

(単位:万ha)

	育成 単層林	育成 複層林	天然 生林	その他	計
人工林	999	21	—	—	1,020
天然林等	22	84	1,242	136	1,484
計	1,021	105	1,242	136	2,505

資料:林野庁「森林資源の現況」(平成29年3月31日現在)

注1:計の不一致は、四捨五入による。

注2:齢級(人工林)は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を「1齢級」と数える。

森林の有する多面的機能の発揮に関する目標（抜粋）

森林の有する多面的機能を発揮する上での望ましい姿を「指向する森林の状態」として参考に示し、これに到達する過程の5年後、10年後、20年後の森林の状態を目標として設定しています。

（単位：万ha）

	現況 2015年 (H27年)	目標とする森林の状態			(参考) 指向 状態
		2020年	2025年	2035年	
森林面積					
育成単層林	1,030	1,020	1,020	990	660
育成複層林	100	120	140	200	680
天然生林	1,380	1,360	1,350	1,320	1,170
合 計	2,510	2,510	2,510	2,510	2,510

現況の育成単層林（1,030万ha）のうち

（万ha）

木材等生産機能の発揮が特に期待されるなど育成単層林として整備される森林	660
公益的機能の一層の発揮のため自然条件等を踏まえて育成複層林に誘導される森林	350
公益的機能の発揮のため伐採が強度に規制されているなど天然生林に誘導される森林	20

多様で健全な森林への誘導

森林の有する多面的機能の
発揮に関する施策

（「森林・林業・木材産業の現状と課題」抜粋）

天然
生林

主に自然散布の種子の発芽・生育により成立・維持

育成
複層林

樹齢・樹高が複数の森林として人為により成立・維持

育成
単層林

樹齢・樹高が単一の森林として人為により成立・維持

Before

防災・減災のため、
国土保全を推進。

天然生林
1,380万ha

注1：林地生産力は、樹木の平均成長量を基に、高（8㎡以上/年 以上）、中（5～8㎡/年）、低（5㎡/年 未満）と区分。

注2：傾斜は、作業システムへの対応や土壌保全等の公益的機能発揮の観点から、急（30度以上）、中（15～30度）、緩（15度未満）と区分。

(平成28年5月24日閣議決定)

林産物の供給及び利用に関する目標(抜粋)

2025年における国産材と輸入材を併せた総需要量を79百万㎡と見通したうえで、国産材の供給量及び利用量の目標として、平成26年の実績の約1.7倍にあたる40百万㎡を目指すこととしています。

(単位:百万㎡)

	2014年(H26年) (実績)	2020年 (目標)	2025年 (目標)
木材供給量	24	32	40

(単位:百万㎡)

用途区分	利用量			総需要量		
	2014年(H26年) (実績)	2020年 (目標)	2025年 (目標)	2014年(H26年) (実績)	2020年 (見通し)	2025年 (見通し)
製材用材	12	15	18	28	28	28
パルプ・チップ用材	5	5	6	32	31	30
合板用材	3	5	6	11	11	11
燃料材	2	6	8	3	7	9
その他	1	1	2	1	2	2
合計	24	32	40	76	79	79



全国森林計画(平成30年10月16日閣議決定)

広域的な流域(44流域)ごとに定めている①森林整備及び保全の目標、②伐採立木材積や造林面積等の計画量について、森林・林業基本計画に示されている目標等の考え方に即し、計画期間に見合う量を計上しています。

計画量(抜粋)

区 分		計画量 (15年間)	(参考) 年平均とした場合の計画量
伐採立木材積 (万㎡)	総 数	82,155	5,477
	主 伐	37,707	2,514
	間 伐	44,448	2,963
造林面積 (千ha)	人工造林	1,028	69
	天然更新	958	64
林道開設量(千km)		62.4	4.2
治山事業施行地区(百地区)		323.4	21.6
(参考)間伐面積(千ha)		6,784	452

※計画期間:令和元年度～令和15年度

※上記(参考)の「年平均とした場合の計画量」は、15年間の計画量を15等分した年平均量を目安として示したものの。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針(抜粋)

森林の 有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 ^{かん}	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源かん養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。
山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。
快適環境形成機能	国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。
保健・ レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。
文 化 機 能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。
生 物 多 様 性 保 全 機 能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。
木 材 等 生 産 機 能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

注1: 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

注2: これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

森林整備保全事業計画についての 基本的な方針

基本的な方針

森林整備保全事業は、生活環境や自然環境の重要な構成要素である森林について、その多様な機能を維持増進することにより豊かな国民生活の実現に寄与する環境創造事業として、計画的かつ総合的に推進します。

森林の果たしている役割

森林は、国土の保全、水源の涵養^{かん}等、多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会を支えるとともに、地域の経済活動とも深く結びつく、国民生活及び国民経済の安定に不可欠な「**緑の社会資本**」です。

事業分野別の取組



健全な森林を育成



治山事業による山地災害の防止

森林整備事業

発揮を期待する機能に応じた多様な森林づくり

- ・水源の涵養、山地災害防止／土壌保全、生物多様性保全などの各機能の高度発揮を図るため、機能に応じた望ましい森林の姿に向けて、多様な森林づくりを推進

適切な森林施業の基盤となる路網の整備

- ・森林施業を効果的かつ効率的に実施するために不可欠な路網については、自然条件や導入する作業システムに応じて林道と森林作業道などの適切な組み合わせによる路網の整備を推進

山村地域の活力創造や事業活動の継続確保への寄与

- ・山村地域において、林業及び木材産業の成長産業化を進めるため、森林の総合的利用の推進等に重要な役割を果たしている林道の開設を推進
- ・快適な山村の居住環境の創出を図るため、居住地周辺の森林整備を推進
- ・風倒被害の頻発に対応し、道路等に近接する森林において、関係者と連携しつつ、復旧に向けた被害木処理や、間伐等の予防的措置を推進

治山事業

安全で安心して暮らせる国土づくり

- ・豪雨、地震等による山地災害を防止するとともに、これによる被害を最小限にとどめ、地域の安全性の向上に資するため、治山施設の設置と機能が低下した森林の整備等を推進
- ・ぜい弱な地質地帯における山腹崩壊対策や、巨石・流木対策などを現地の状況に応じて複合的に組み合わせた治山対策の実施を促進
- ・飛砂害や風害、潮害の防備等に加え、津波に対する被害軽減効果も考慮した海岸防災林の整備を推進

豊かな水を育む森林づくり

- ・ダム上流等の重要な水源地域や集落の水源となっている保安林の整備を面的かつ総合的に推進

事業の成果目標及び 成果指標



治山施設と整備された森林

成果目標 1 安全・安心な国土の形成への寄与

土壌を保全する能力や水質を浄化し水を育む能力に優れた森林の整備や、山地災害を防ぐ施設の整備等により、**国民の安全で安心な暮らしを支える国土の形成**に寄与します。

成果指標

- ① 国土を守り水を育む豊かな森林の整備及び保全
- ② 山崩れ等の復旧と予防
- ③ 飛砂害、風害、潮害等の防備



針広混交の育成複層林

成果目標 2 ニーズに応える多様な森林への誘導

森林の多様性の維持増進を図るための整備や、伐期の多様化を進めることにより、**生物多様性の保全等の国民の多様なニーズへ対応**します。

成果指標

- ④ 複層林化の推進
- ⑤ 育成単層林の年齢構成の偏りの改善



路網と林業機械による効率的な森林施業

成果目標 3 持続的な森林経営の推進

木材の積極的かつ多段階的な利用を図ることにより、「植栽→保育→収穫→植栽」のサイクルを円滑に循環させ、**持続的な森林経営を推進**します。

成果指標

- ⑥ 森林資源の循環利用の促進
- ⑦ 森林資源の再造成の推進



森林の整備・保全を支える山村地域

成果目標 4 山村地域の活力創造への寄与

森林の有する多面的機能を発揮しつつ、山村の豊富な森林資源を活用し、林業の成長産業化ひいては**山村地域の活力創造へ寄与**します。

成果指標

- ⑧ 森林資源を活用した地域づくりの推進

成果目標

1

安全で安心な暮らしを支える国土形成への寄与

1

国土を守り水を育む豊かな森林の整備及び保全

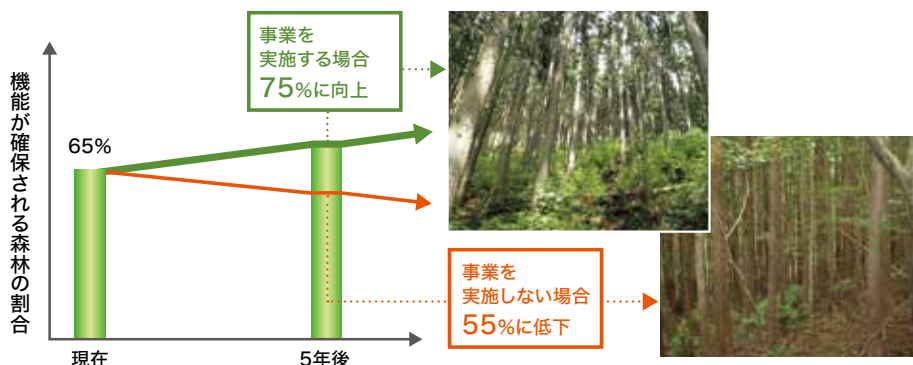
成果指標①

65% → 約75%

間伐の実施により、下層植生を確保 等

主な事業量

水源涵養機能維持増進森林等の育成林での間伐の実施

約
180万
ha

※成果指標①の算出の考え方

市町村森林整備計画等における水源涵養機能維持増進森林及び山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林の育成林を対象に、全国森林計画の計画量に基づいた間伐等を行うことで、土壤を保持し水を育む機能が良好に保たれている森林が増加することとして当該森林面積の割合を算出したもの。

2

山崩れ等の復旧と予防

成果指標②

約56.2千集落 → 約58.6千集落

人命・財産を保護するため、優先度を考慮した効果的な治山対策を実施

主な事業量

集落や市街地周辺に存する山地災害危険地区等における治山対策の実施

約
32千
箇所

山腹工による森林の復旧・再生



崩壊発生



施工直後



施工後約10年

※成果指標②の算出の考え方

山地災害危険地区において、保全対象の重要性等を踏まえつつ全国森林計画の計画量に基づく治山対策等を行うことで、周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落数が増加することから、当該集落数の増加数を算出したもの。

3

飛砂害、風害、潮害等の防備

成果指標③

延長 約9千 km

被害箇所の再生を図り、海岸防災林等の有する機能を回復

主な事業量

気象害・病虫害等により機能の低下した海岸防災林等の復旧・整備

約
0.2千
km

※成果指標③の算出の考え方

海岸防災林等（飛砂、防風、潮害防備、防雪、防霧保安林等）の延長約9千kmのうち、治山事業等により適切に保全されている森林の延長を集計したもの。

成果目標

2

生物多様性保全等のニーズに応える多様な森林への誘導

4

複層林化の推進

成果指標④

1.9% → 2.9%

公益的機能の一層の発揮のため自然状況等を踏まえて育成複層林に誘導することとされている350万haの育成単層林のうち、育成複層林へ誘導した森林の割合を、5年間で現状の1.9%から2.9%に増加させます。

森林・林業基本計画で育成複層林に誘導するとされている
育成単層林(350万ha)を対象に択伐等を推進

主な事業量

択伐等による育成複層林への誘導

約
3万5千
ha

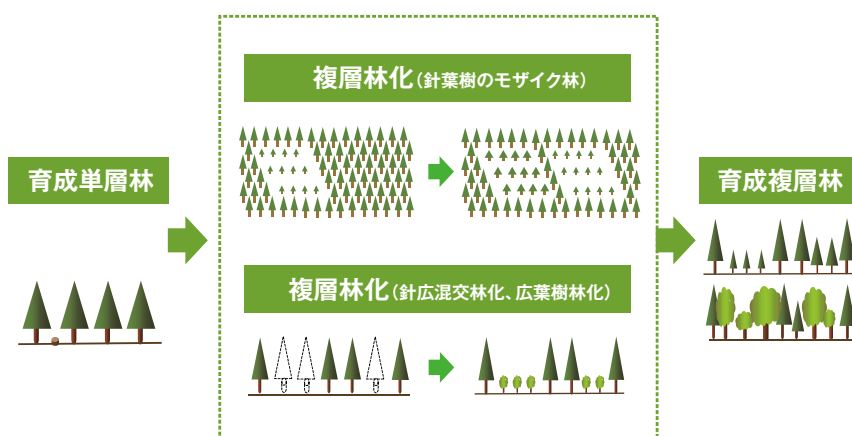
※成果指標④の算出の考え方

森林・林業基本計画において、公益的機能の一層の発揮のため育成複層林に誘導するとされている350万haの育成単層林のうち、育成複層林に誘導した(すべき)森林の面積の割合を算出したもの。



※1 育成単層林：森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

※2 育成複層林：森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。



5

育成単層林の齢級構成の偏りの改善

成果指標⑤

26%

人工林の育成林について、伐期の多様化を図りつつ、適切な主伐・再造林や育成複層林への誘導を進めることにより、齢級構成の偏りの改善度合いを進捗させます。

路網整備を推進しつつ、現在11齢級前後にあるピークを下げる方向で主伐・再造林等を実施

主な事業量

人工造林の実施

約
28万
ha

路網整備

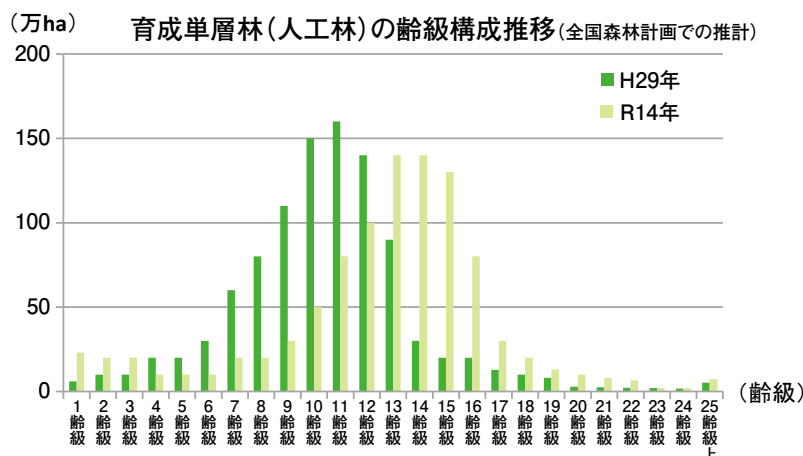
約
7万2千
km

※成果指標⑤の算出の考え方

齢級別の面積について、平均値からのばらつき具合を表す値(分散)を算出。齢級ごとの面積の差が小さくなると齢級構成の偏りが改善され、この値(分散)も小さくなる。

平成29年の分散を0%とし、全国森林計画で試算した令和14年時点の分散を100%として、人工林の育成単層林の偏りのある齢級構成の改善に向けた進捗度合いを算出したもの。

※齢級とは林齢を5年の幅でくくった単位。
苗木を植栽した年を1年生とし1齢級は1～5年生を指します。



成果目標

3

持続的な森林経営の推進

6

森林資源の循環利用の促進

成果指標⑥

約3億8千万 m^3

森林施業の集約化や機械化に必要な林道等の林業基盤の整備により、木材の安定的かつ効果的な供給に資することが可能となる育成単層林及び育成複層林の資源量を、5年間で約3億8千万 m^3 増加させます。



路網整備により、効率的な木材生産が可能となる育成林の範囲を拡大

主な事業量

路網整備

約
7万2千
km
(再掲)

※成果指標⑥の算出の考え方

既設の路網及び毎年開設する路網について、林道等から200m(100m)以内における森林蓄積量を推計し、供給可能となる資源量を示したものを。

(なお、林道、林業専用道、主として木材輸送トラックが走行する作業道は200m、森林作業道は100mを対象)

【参考】現状(H30)の蓄積量:16億9千万 m^3



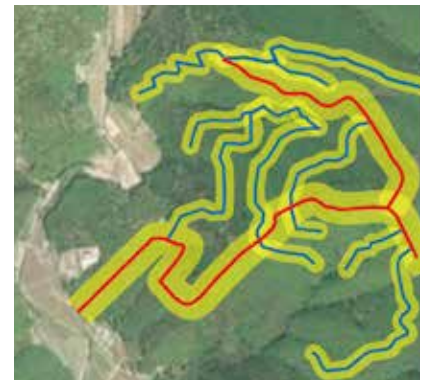
林道



林業専用道



森林作業道



【イメージ】路網から一定の範囲内の育成林の蓄積を評価(赤:林道、青:森林作業道、黄:利用可能な森林)

林道、林業専用道、森林作業道の適切な組合せによる整備

7

森林資源の再造成の推進

成果指標⑦

100%

全国森林計画に基づき試算した令和4年時点の育成単層林の1齢級面積の達成

22% → 44%

人工造林の着実な実施により、全国森林計画に基づき試算した令和4年時点の育成単層林の1齢級面積(1～5年生)を達成(100%)します注1)。

人工造林のコスト低減を図る取組の面積割合を現状の22%から44%に増加させます注2)。



増加する主伐量に応じた人工造林を
着実かつ効率的に推進

主な事業量

人工造林の実施

約
28万
ha
(再掲)

※成果指標⑦の考え方

注1) 全国森林計画に基づき試算した人工林の育成単層林の1齢級面積に対する、人工林の育成単層林の人工造林面積(平成30年～令和4年の累計:樹下植栽を除く)の割合を算出したもの。

注2) 人工造林面積のうち、低コスト造林(伐採と再造林の一貫作業システム、コンテナ苗、低密度植栽等)の取組面積の割合を算出したもの。

(伐採と再造林の一貫作業等を推進)

低コスト造林の割合

22%

44%

2017(H29年度)
(現状値)

2023(R5年度)
(目標値)



成果目標

4

山村地域の活力創造への寄与

8

森林資源を活用した地域づくりの推進

成果指標⑧

47 都道府県

森林資源を活かした地域づくりを推進する観点から、各都道府県の資源量に応じつつ、47都道府県において森林資源を積極的に利用します。

路網整備を推進しつつ、林業生産活動（間伐及び主伐・再造林）を活発化

主な事業量

間伐の実施 約239万ha、人工造林の実施 約28万ha（再掲）、
路網整備 約7万2千km（再掲）

参考

各都道府県における総蓄積（育成林）に対する平成29年における伐採立木材積（推計）の割合が、1.40%以上となっている都道府県数は13道県。



※成果指標⑧の算出の考え方

本指標での「森林資源を積極的に利用」とは、各都道府県における総蓄積（育成林）に対する伐採立木材積の割合が全国森林計画から推計される令和5年時点の同平均（1.40%）以上となる、又は伐採立木材積（令和元年～5年のいずれかの年）が平成30年の伐採立木材積を上回る場合としたもの。

なお、当該成果指標を評価する際には、地域経済への影響に係る指標として、各都道府県別の木材・木製品製造品出荷額等（令和元年～5年のいずれかの出荷額が平成30年の同額を上回っているか）を参考に用いるものとする。

参考

森林整備事業・治山事業の予算推移

